

個人情報取扱事業者として今すぐに
取組まなければならないことは何ですか！

Q & A

個人情報の保護に関する法律への対応

事業者編



財団法人 日本情報処理開発協会
プライバシーマーク事務局

「個人情報の保護に関する法律」について

目 次

「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号、以下個人情報保護法)が平成15年5月23日に成立し、同年5月30日に公布・一部施行されました。また、同年12月10日には「個人情報の保護に関する法律施行令」(平成15年政令第507号)が公布されました。個人情報保護法は、平成17年4月1日に全面施行されることとなっています。

個人情報保護法の究極的な目的は、「個人の権利利益を保護すること」であり、個人情報の適正な取扱いについて、国及び地方公共団体の責務等や個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めています。

一方、現代の社会生活において、消費者のニーズに的確に答えていくためには、事業活動において個々の消費者に関する情報を有効に活用することが欠かせません。

このようなことから、同法は、個人情報の有効活用の促進と、個人の権利利益保護とのバランスを図る社会基盤を確立するために制定されました。

事業者は、この法律に適合した個人情報の適正な取扱いをすることによって、社会あるいは消費者の信頼を得ることができるのです。

本パンフレットは、この法律の施行までに、事業者が取組まなければならない事項は何かを明らかにし、事業者の個人情報保護への取組みに役立てていただくために作成したものです。

- A．全ての事業者が法律の対象となるのですか？
- B．個人情報取扱事業者がまずやるべきことは何ですか？
- C．個人情報・個人データの適正な取扱いのためにやることは何ですか？
- D．個人データの第三者提供が認められる場合と認められない場合には、どのようなケースがありますか？
- E．本人からの開示・訂正等・利用停止等の求めがあった場合には、どうすればよいですか？
- F．利用目的について
 - F-1. 本人から利用目的の通知を求められたら、どうしたらよいでしょうか？
 - F-2. 事業の拡大等により、個人情報の利用目的を超えた取扱い、ないし利用目的の変更をするには、どうしたらよいでしょうか？
- G．名簿業者等が収集した個人情報を入手し使用する場合は、どうなりますか？
- H．法律に適合する仕組み作りに適した制度はありますか？

【付録】用語の定義

- ・個人情報 ・個人情報データベース等 ・個人情報取扱事業者
- ・個人データ ・保有個人データ

A. 全ての事業者が法律の対象となるのですか？

この法律の第三条には「個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。」と基本理念が規定されています。したがって、全ての事業者はこの基本理念を念頭において個人情報の適正な取扱いをしなければなりません、直接的な法的効果を生じさせるものではありません。

一方、法律の第四章には個人情報取扱事業者の義務等が規定されており、いわゆる「個人情報取扱事業者」は、この義務規定を守らなければなりません。

(1)「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいい同法の適用対象者となります。(同法第2条3項)

また、個人情報データベース等（電子媒体か紙等その他の媒体かは問いません）を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が、過去6月間継続して5,000人分を超えない者は該当しません。

(2)「事業」とは、あらゆる業種が該当し、営利か非営利かは問いませんが、社会的にみて「事業」といえるものが対象となるので、個人的に行う親戚や友人等の宛名を管理すること等は想定されていません。

また、「事業の用に供する」ことには、顧客管理や雇用管理のために個人情報データベース等を利用している場合も含まれます。したがって、顧客、役職員、派遣社員等の個人情報も対象範囲に含まれます。

(3)市販のカーナビやCD-ROM 電話帳等は、購入して編集・加工することなく利用する場合は、上記5,000件から除外されます。

B. 個人情報取扱事業者がまずやるべきことは何ですか？

(1)個人情報取扱事業者は、取り扱う個人情報の利用目的をできる限り特定することが求められています。 (同法第15条)

利用目的の特定は個人情報の取扱いの最初のステップであり、これを怠ると個人情報を利用することができません。したがって、まず保有する個人情報を整理し、個人情報の種類毎にその利用目的を特定しなければなりません。

利用目的をどの程度詳細に具体的に特定するかは、該当する事業の種類や個人情報の性質により異なりますが、(情報主体である)本人から見て、特定されているかどうかが基準となります。

(2)個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、下記の利用目的等を本人の知りうる状態に置くこと(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む)が求められます。 (同法第24条)

- ・ 個人情報取扱事業者の氏名または名称
- ・ すべての保有個人データの利用目的
- ・ 開示・訂正等・利用停止等の求めに応じる手続
- ・ 苦情の申出先等

本人の知りうる状態に置く方法としては、継続的にホームページに掲載すること等が考えられます。ただし、委託された個人データ等は対象外です。

C. 個人情報・個人データの適正な取扱いのためにやることは何ですか？

(1) 個人情報の適正な取扱いの基本は、次のとおりです。

利用目的をできるだけ明確に特定し、その範囲内で取り扱う
(同法第 15 条)

利用目的外の取扱いをする場合はあらかじめ本人の同意を得る
(同法第 16 条)

個人データの必要かつ適切な安全管理を図る
(同法第 20、21、22 条)

(2) 個人情報取扱事業者は、個人データの必要かつ適切な取扱いをするために、内部体制や規律の整備を図り、相応のセキュリティ対策を行うこと等が求められます。(同法全般、同法第 20 条)

(3) 個人情報取扱事業者は、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努め、その漏えい・滅失・き損の防止その他安全管理の必要かつ適切な措置を講じることを求められています。また、個人データを取り扱う従業員に安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行うことも求められています。(同法第 19、20、21 条)

これは情報セキュリティの規定であり、情報処理の機器・システムの整備とともに、従業員の意識向上を図ることが重要です。個人データの安全管理措置のレベルは、保護しようとする個人データの内容・性質・利用方法等に照らして事業者が適切に判断するものです。判断にあたっては、事業者団体や認定個人情報保護団体が作成するガイド

ライン等の基準も参考になるでしょう。

(4) 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合、委託先が個人データの安全管理を図るよう必要かつ適切な監督を行うことが求められます。(同法第 22 条)

具体的には、委託先との契約に必要な措置(目的外利用や第三者提供の禁止、セキュリティレベル確保、再委託禁止、等)を盛り込み、委託先でその措置が順守されているかを確認・指導する必要があります。

個人情報取扱事業者の義務の観点からは、委託先も委託元と一体とみなされることになり、委託先の選定にあたっては、上記措置の有無等に十分留意する必要があります。

また、委託先が再委託をする場合においても、個人データの取扱いについての本人に対する責任は基本的に委託元の個人情報取扱事業者が負うこととなりますので、委託先が行う適切な再委託先の選定や監督について委託元が監督する義務を負います。

(5) 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情処理、そのための体制整備を求められています。(同法第 31 条)

D. 個人データの第三者提供が認められる場合と認められない場合には、どのようなケースがありますか？

(1) 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供することを禁じています。（同法第 23 条）

第三者とは、個人データの本人、その個人データを取扱っている個人情報取扱事業者、と実質的に一体とみなし得る者(下記(3)参照) に該当しない者を指します。

(2)本人の同意がなくても個人データの第三者提供が認められる場合は、次のような場合です。

(他の法益が優先する場合等)

- ・ 税務署長への支払い調書等の提出、捜査事項紹介への回答
- ・ 本人が急病や事故で意識不明
- ・ 疫病の予防や治療の研究、児童の不登校や問題行動へ関係機関が協力して取り組む
- ・ 航空機事故が発生して航空会社や旅行会社が国の機関等に乗客名簿を提供する
- ・ 総会屋等に関する情報の交換

(オプトアウト = 本人の求めに応じて提供を停止すること、拒否の選択、拒否権)

次の事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

- 第三者への提供を利用目的とすること
- 第三者に提供される個人データの項目

第三者への提供の手段又は方法

本人の求めに応じて個人データの第三者への提供を停止すること

事例：電話会社の電話帳作成・配布、住宅地図会社の住宅地図作成・販売、データベース業者のDMリスト作成・販売、等

(3)第三者とみなさない場合

次の場合は、個人データの提供を受ける者は、「第三者」に該当しないものとします。

- ・ 利用目的達成に必要な範囲で、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合（委託）

事例：宅配業者、編集加工等の情報処理

- ・ 合併その他による事業の承継に伴って個人データが提供される場合（合併等）

事例：合併、営業譲渡、分社化等

- ・ 個人データを一定の手続きの下で、特定の者との間で共同利用する場合（共同利用）

事例：グループ会社間の利用、金融機関間での与信情報の交換
「共同利用」の場合には、個人情報取扱事業者は次の事項をあらかじめ本人に通知するか、本人が容易に知り得る状態に置くことが求められます。

個人データを特定の者との間で共同して利用する旨、共同利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的、個人データの管理について責任を有する

者の氏名又は名称

E. 本人からの開示・訂正等・利用停止等の求めがあった場合には、どうすればよいですか？

(1) 個人情報取扱事業者は、保有個人データについて、個人情報取扱事業者の氏名又は名称、利用目的、開示等の手続き、苦情の申出先等を本人の知り得る状態に置かなければなりません。(同法第 24 条)

具体的には、ホームページ掲載、パンフレット配布、事業所窓口での掲示、問合せ窓口を設けること等が考えられます。

(2) 個人情報取扱事業者は、本人から当該本人の保有個人データの開示を求められたときは、書面の交付(本人が同意した方法があればその方法)により遅滞なく開示しなければなりません。

(同法第 25 条)

ここで、開示義務の対象となるのは「保有個人データ」であり、受託処理している個人データ等は開示対象となりません。訂正等及び利用停止等の対象も同様です。

ただし、次の場合は開示しないことができます。

・本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

事例：患者本人への重大な病状の告知、調査報告書等に他人の秘密が一体的に含まれる場合、等

・当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

事例：事業者のノウハウが一体的に含まれている場合、事業者によっては人事考課情報も該当すると判断される場合もある

・他の法令に違反することとなる場合

(3) 個人情報取扱事業者は、本人から当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって、内容の訂正、追加、削除を求められた場合は、原則として、訂正等を行わなければなりません。(同法第 26 条)

ただし、訂正等が「事実」ではない、「評価・判断等」や「結果が本人の考えと異なる」という理由で訂正等を求められた場合は、訂正等の義務はありません。具体的には、人事考課情報の場合などが考えられます。

(4) 個人情報取扱事業者は、同法の義務違反により、本人から当該本人の保有個人データの利用停止又は消去(利用停止等)、第三者提供の停止を求められた場合、利用停止等、第三者提供の停止または代替措置をとることを求められています。(同法第 27 条)

利用停止等を求められるのは、当該保有個人データについて、本人の同意のない目的外利用(同法第 16 条)及び、不正な手段による取得(同法第 17 条)のいずれかの場合です。

第三者提供の停止を求められるのは、本人の同意またはオプトアウトなしに第三者提供された場合(同法第 23 条)です。

(5)同法は、個人情報の適正な取扱いルールが、当事者間における苦情処理、開示・訂正等・利用停止等を通じて、自主的・自律的に遵守されることを基本としています。主務大臣からの報告徴収、助言、勧告、命令は必要最小限度に事後的に行われ、事業者への罰則は命令を守らない者への最終的な制裁手段です。

F. 利用目的について

F-1. 本人から利用目的の通知を求められたら、どうしたらよいでしょうか？

(1)本人から保有個人データの利用目的の通知を求められた場合は、本人に遅滞なく通知しなければなりません。ただし、次の場合は、この限りではありません。(同法第 24 条)

- ・同法第 24 条第 1 項により保有個人データの利用目的が明らかな場合
- ・利用目的を通知することにより、本人または第三者の生命、身体、財産等の権利利益を害するおそれがあるとき、個人情報取扱事業者の権利、正当な利益を害するおそれがあるとき、国の機関又は地方公共団体による法令の定める事務の遂行することに対して協力する必要がある場合で、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

F-2. 事業の拡大等により、個人情報の利用目的を超えた取扱い、ないし利用目的の変更をするには、どうしたらよいでしょうか？

(1)当初の利用目的達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱おう

とする場合は、そのことについて本人同意を得るか、あるいは、新たに利用目的を特定しあらためて個人情報を取得する必要があります。

(同法第 15 条第 2 項、18 条第 3 項)

ただし、「変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲(本人が想定できる範囲)」であれば、利用目的の変更が認められています。(変更後、利用目的の本人への通知又は公表が必要)

(2)事業の譲渡や合併等に伴い事業承継前の個人情報を取得した場合には、事業承継前の利用目的の範囲内で個人情報を取り扱う必要があります。(同法第 16 条)

これは、本人が予期しない利用目的で個人情報を利用されないようにするためです。

個人情報取扱事業者が、合併等により当初の利用目的を超えて個人情報を取扱おうとする場合は、上記(1)の措置を取ることになります。

G. 名簿業者等が収集した個人情報を入手し使用する場合は、どうなりますか？

(1)個人情報取扱事業者は、「偽りその他の不正の手段」により個人情報を取得することを禁じています。(同法第 17 条)

「不正の手段」には、収集目的の隠蔽や偽り、脅しやだましによる取得、あるいは、本人の同意のない個人データの第三者提供を受けること、等が考えられます。

不正に取得された個人情報や、第三者提供制限(同法第 23 条)に違反して取得された個人データを提供している名簿業者等から、事情

を知って個人情報を取得することは、不正な取得とされる場合があると考えられます。

不正手段によって取得した保有個人データについて本人から利用停止等の要求があれば、個人情報取扱事業者はこれに応じる義務があります。

H. 法律に適合する仕組み作りに適合した制度はありますか

(1)現在、(財)日本情報処理開発協会プライバシーマーク事務局では、経済産業省の指導の下、自主的に個人情報保護に取り組んでいる事業者からの申請に基づき、当該事業者が日本工業規格個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項(JIS Q 15001)に準拠したコンプライアンス・プログラムの構築やその運用をしているかどうかについて、第三者の立場から客観的に評価し、適合していればその事業者に「プライバシーマーク」というマークを付与する「プライバシーマーク制度」を運用しています。

(2)個人情報保護法の成立に伴い、「JIS Q 15001」も改訂されることとなっています。

(3) (財)日本情報処理開発協会プライバシーマーク事務局が運用している「プライバシーマーク制度」においても、「JIS Q 15001」の改訂にしたがって、申請基準や審査基準等を見直し、公表する予定です。「プライバシーマーク制度」は、個人情報保護の意識が消費者、事業者ともにますます高まっている IT 社会において、事業者にとっては

法律への適合性はもちろんのこと、自主的により高い保護レベルのコンプライアンス・プログラムを確立していることをアピールする有効なツールとして活用することができます。

付録

1. 用語の定義(同法第2条、第37条)

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

(2) 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合体であつて、次に掲げるものをいう。

特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(コンピュータで処理された情報) 上記のほか、含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合体であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの(紙媒体で処理された情報)

(3) 個人情報取扱事業者

個人情報データベース等を事業の用に供している者。

ただし、次に掲げる者を除く。

国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、事業の用に

供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数合計が過去6月以内のいずれの日においても5千を超えない者

(において、カーナビや電話帳 CD 等を編集加工することなく事業の用に供する場合は、“個人の数合計”から除く。)

(4) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報。

(5) 保有個人データ

個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データ。

ただし、次のものを除く。6月以内に消去することとなるもの、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命・身体・財産に危害が及ぶおそれ、違法・不当行為を助長し又は誘発するおそれ、国の安全や外交上の信頼関係が損なわれる等のおそれ、犯罪予防・鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序維持に支障が及ぶおそれ、があるもの。

(6) 認定個人情報保護団体

同法第37条及び政令では「個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）は、申請書を主務大臣に提出し、主務大臣の認定を受けとることができる。」と定めている。

業務の対象となる個人情報取扱事業者（対象事業者）の個人

情報の取扱いに関する苦情の処理

個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供

上記のほか、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

2. 関連Webサイト

(1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

<http://www.kantei.go.jp/jp/it/privacy/houseika/hourituan/030307huan.html>

(2) 個人情報の保護に関する法律施行令（政令第507号）

<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/kojinseirei507.pdf>

(3) プライバシーマーク制度

<http://privacymark.jp/>

プライバシーマーク事務局

プライバシーマーク付与申請窓口

電話: 03-3432-9387 FAX: 03-3432-9419

消費者相談窓口

電話: 0120-116-213 E-mail: info@privacymark.jp

〒105-0011 東京都芝公園3-5-8 機械振興会館

財団法人日本情報処理開発協会 <http://www.jipdec.jp>